

高知家庭裁判所委員会（第30回）議事概要

1 開催日時

平成31年1月17日（木）午後3時から午後5時まで

2 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

赤松正規，石井寛也，稲玉祐，岡村憲男，近藤邦夫，佐藤章，中橋紅美，
半田靖史（委員長），深見英治，福島和彦（五十音順，敬称略）

（事務担当者）

事務局長，首席家裁調査官，次席家裁調査官，首席書記官，総務課長，総務
課課長補佐

4 議事

(1) 前回委員会での提言に対する報告

総務課長から，裁判所における取組状況，今後の予定について報告した。

(2) テーマ「成年後見制度利用促進基本計画への取組について」

岩井首席書記官から，次のとおりテーマに関する説明を行った。

① 成年後見制度の概要

② 成年後見制度を取り巻く情勢

ア 成年後見制度の利用状況

イ 申立ての特徴

ウ 後見人の選任状況

③ 成年後見制度利用促進基本計画を踏まえた地方自治体と家庭裁判所との 連携について

④ 地方自治体と家庭裁判所の連携が重要になる場面について

ア 後見制度の利用検討時から後見開始までの支援

イ 後見開始後の継続的支援

ウ 権利擁護支援の地域連携ネットワーク

⑤ 専門職団体，自治体等との協議（意見交換）の状況

ア 家庭裁判所と専門職団体等との打合せ

イ 自治体等との協議（意見交換）の場への参加

(3) 庁舎見学（少年審判廷，調停室，面接室）

(4) 意見交換

（◎委員長，○委員（裁判所委員を除く），●裁判所委員，■事務担当者）

◎ 成年後見制度に関する知識，認知度，イメージなどについて，御意見をいただけますでしょうか。

○ 精神科医をしている関係で関わる機会はあるのですが，御家族の認知度としては，成年後見制度という名前は聞いたことがあっても，それを積極的に利用すべきだとか，利用した方がいいのではないかと考える方は少ないというのが実感です。医療機関やソーシャルワーカー，保健師といった専門職が提案して勧めるケースが多いという印象を持ちます。それと，段階があるところで難しいと思うのは，そもそも自分に判断能力がなくなってきたという理解を持たない人が多いということです。認知症の方で言えば，自分で物忘れが始まって心配だから病院に行こうという方は割と正常な物忘れの範疇で病気ではないという場合が多く，家族が心配して病院に連れてくるというケースは認知症であることが多いです。自分が病気であることがわからないので，判断能力がなくなっていることが徐々に進んでいったとしても自分ではわからないことが多く，そこがこの制度をうまく利用できないハードルになっているのではないかと思います。

○ 金融機関の立場で言いますと，意思能力に不安のある方の場合は，職員に善管注意義務をもって対応するように言っておりますが，心配があります。真の権利者なのに預金を下ろさせてくれなかったなどと苦情が挙がってくるケースもあり，この制度の利用が進んでいけば利便性は上がってく

ると思います。

- 以前、銀行で勤務していたときは後見などの用語になじみがありましたが、その仕事を離れると接する機会がなくなりました。一般の方においても、必要差し迫った状況にならないとこのような制度を認識しないのが実態ではないかと思います。ですから、利用度を上げていくための何かが必要ですが、なかなかハードルの高い問題ですので、制度について気軽に相談できる仕組みがあればよいのではないかと思います。
- 最近の新聞記事で、後見の利用は多いが保佐、補助は少ないので、もっと保佐、補助の利用を高めようとしているというものがあったと思います。その趣旨は、細かく本人の判断能力を見ていきましょうということではないでしょうか。
- 後見、保佐、補助についてですが、法律は段階的に制度を利用していたと想定しており、それは御本人の保護ということになります。差し迫って後見を申し立てる方が多いのですが、その前の段階で、本来は他の方の援助が必要なのに援助を受けられないまま、何か被害に遭われている方が、表には出てきていないけれども実際にはいらっしゃるのではないかと。そういった方の権利を擁護するということで、各市町村に中核機関などを設置して、御本人のニーズとか埋もれている支援が必要な人を発見して支援していくというのが、中核機関を中心とする利用促進基本計画の趣旨でもあります。
- ◎ 中核機関や地域連携ネットワークについて、何か御質問はありますか。
- 中核機関をイメージするのが難しいのですが、中核機関はどのくらいの規模なのでしょう。また、医療の現場でのイメージでは、地域の中心になるのは保健師であり、保健師がいろいろなところと連携を取ってくれて、その人に関わっていくというものでしたが、それに代わる中核機関ができて、連携の事務局的な扱いということになるという説明がありました。中核機関は実働部隊ということは想定されていないということでしょうか。

- 中核機関の規模ですが、例えば本山町でいえば、事務局には職員は1人であり、直営ではなく、社会福祉協議会へ委託という方式でやっています。事務局としての職員の配置は少ないのですが、実際は、協議会を運営する事務局的功能も担っておりまして、司令塔的な機能もあります。中核機関の規模は地域によって異なると思われるので、規模については一概に答えにくいところがあります。人口が多くなると地域連携ネットワークの規模は大きくなりますが、中核機関の規模も大きくなるとは限りません。
- 御本人と密に接触するのは、後見人ではなく、保健師やケアマネージャーなどで、それがチームという概念でくくられています。今まではそれをサポートするところもなく、あるいは社会福祉協議会等がサポートしていたケースもあったかと思いますが、そこが弁護士会や司法書士会とうまく連携できていたのか、あるいは金融機関などと連携できていたのかというと、あまりその仕組みがうまくできていませんでした。そこで、これを地域連携ネットワークというところで、地域によっては金融機関がそこに入ったりすることもありますし、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会といった専門職は必ず入ってくると思いますが、そういったところと家庭裁判所も含めて連携して、関係機関、地域で御本人、後見人を支えていこうという仕組みになっています。その事務局が中核機関となり、中核機関が家庭裁判所と協議を行ったり、窓口になったり、必要であれば関係機関に声掛けして協議会を開催することとなります。
- ◎ 全国的にはいろいろなところで中核機関やネットワークができつつあり、最近では愛知県でできたかと思います。
- 高知県では本山町にしかできておらず、どのようにして他の市町村にも地域連携ネットワークを作ってもらえるようにするか、家庭裁判所として何ができるか、どういう働きかけができるかというのが我々が抱えている課題です。
- 本山町では社会福祉協議会に委託しているということですが、中核機関

と社会福祉協議会はどう違うのか、また、仮に法的に社会福祉協議会がその事務を担えるのであれば、社会福祉協議会にお願いするのが最も手っ取り早く、スムーズに進むのではないかと思います、いかがでしょうか。

- 中核機関の設置の仕方として、社会福祉協議会に委託するやり方と市町村が直接設置するというやり方がありまして、社会福祉協議会が今まで活発に動いているようなところでは委託をして進めていくのがスムーズな形でないかと思います。例えば、高知市では中核機関はできておりませんが、高知市の社会福祉協議会も市民後見人の育成など積極的にされており、場合によっては委託という形があるかもしれません。地域によって、社会福祉協議会の活性度などとの兼ね合いで、委託になるのか自治体が直接設置するのかというのを各市町村が実情に応じて判断していくことになると思います。

○ 本山町が四国で最初にできたということですが、何か背景事情があったのでしょうか。

- 人的な要因が大きく、本山町の職員に社会福祉士の資格を持っている方がいて、その方や社会福祉協議会の方が必要性を感じて、お互いに密に連携して出来上がったと聞いています。また、社会的背景もあり、過去にダム工事の関係で四国外から来て住むようになった人が、その後施設に入っているというケースもあり、その方たちの関係で社会福祉士が必要性を感じたというのも一因であったと聞いています。

○ 本山町に中核機関が設置されたことにより、本山町にいる被後見人の後見人と中核機関の関係や繋がりはどうなっていくのでしょうか。

- 後見開始までの段階では、地域連携ネットワークなどで後見人候補者を推薦してもらうことにはなりますが、後見人選任後は選任しただけでは駄目であり、フォローアップのためにどのように関わっていくかということが必要になります。ただし、最初からすべてを求めるのは難しいということで、例えば、相談するところがない人のための相談広報機能などをメイン

に始めることになると思います。

- ◎ 今後、中核機関が成熟した場合には、例えば、施設に入っている御本人が後見人に不満を持っていることを施設の職員が確認し、または感じ取ったものの、後見人には直接言いにくいといったケースで、中核機関を通じてその情報が裁判所に伝えられて、後見人の解任や身上関係の後見人を追加選任するといったことが考えられるかと思いますが。
- 利用促進を進めていくということであれば、従来は財産管理を中心に行っていたのを、今後は生活支援といったところまでを後見人に広げていくという方針ということでしょうか。
- 従前は不正に財産が使われないように管理していくことがメインでしたが、それで果たして利用者である御本人がメリットを感じていたかということが問題でした。利用者としては財産管理だけではなく、もう少し身近なサービス、例えばどこの施設に入って、どういった契約をするかなど、そういったところを求めている方もいるかもしれませんが、財産管理の面が注目されていました。そこで、御本人に成年後見を利用するメリットを感じていただくために、利用促進基本計画の趣旨を踏まえ、裁判所としては、身上監護も重視するという観点で後見人を選任するという運用を検討しています。従前は弁護士、司法書士といった専門職の後見人の割合が多かったのですが、身上監護を重視していくということになりますと、より身近な親族の方に後見人になっていただき、必要があれば弁護士、司法書士がサポートしていくといった選任の在り方というのが、利用促進基本計画の趣旨に合致しているのではないかということで、弁護士会や司法書士会、社会福祉士会などと話を進めているところです。
- 医療の立場から言うと、同意できる家族がいる場合は割と話が早く、手術が必要なときに、本人は判断できないけれども、家族が同意すれば手術できるという形が取れるのです。ところが、後見人がついていても、財産管理だけで手術の同意には関わってもらえないという立場なので、それぞ

れの病院が倫理的な配慮をして、例えば、いろいろなチームの意見をトータルして、手術をすると判断するケースもありますが、同意してくれる人がいないのでやらないという選択をすることもあって、困るケースも多かったです。今後、家族がいない、家族に見放されているなどで、医療の関係を判断してくれる人がいないというケースにも制度が広がっていけば、医療の現場としてはありがたいと感じます。

◎ 身上といっても、衣服の着替えや入浴させるなどの肉体的なケアをするのではなく、そのようなことのために契約が必要であれば、その契約を行うということになります。法律の専門家がときどき会いに行くだけでは、フィジカルな点のケアについての契約の必要性はわからないと思います。あるいは、より居心地のよいベットを購入するということであれば、身近な人の方が気が付くだろうし、ときどき旅行に行ってみたいといった希望があったときに叶えてやるというのも身近な人の方がわかると思います。というように、本人が居心地よく生きていくためには身近な人に後見人になってもらった方がよいだろうということです。

◎ 検察庁として、何か御意見はありますか。

○ 検察庁は横領事件などの犯罪が生じてしまった場合に家庭裁判所から告発を受けて捜査する立場ですので、不正が行われなことを願っているところです。いろいろと不正防止対策を講じているのだと思いますが、私としては、その対策が功を奏している結果か、不正は減少しているように感じます。

○ 成年後見については、事業者としてはあまりピンとこないものではありますが、知らないということが一番いけないことだと思いますので、制度に関する広報の方がいらっしゃるのであれば、講師として招聘し、勉強する機会を設けたいと思います。なお、最近、4月から成年後見制度に関する見直しがあるといった新聞記事を見た記憶があるのですが、どういった内容だったのでしょうか。

● それは最高裁が診断書の様式の改訂を検討しているという記事だと思います。診断書の様式について、医師がより御本人の状況を御理解いただいた上で診断してもらおうというものに変更するよう努めているところです。

◎ 手続の進め方についても裁判所としてはいろいろと改良を重ねようと努めているところです。ところで、どうしようもなくなったら後見をと思っ
ていても、まだまだ頑張れるときは保佐や補助の申立てなんてという意識が強いのでしょうか。

○ 難しい問題だと思います。判断能力の有無を医師が判断するのも難しく、どこか特定の機能が損なわれたらそうなるというのではなく、総合力が落ちた時に判断能力がないと判断するしかないのです。人間はいろいろなでこぼこがあって、「これに関してはわかるが、これに関してはわからない」ということも起こりうるので、どこをもって判断能力がないとしていいのか難しい問題です。後見は誰が見てもわかるので判断しやすいのですが、その前の段階ではなかなか判断が難しく、それがこの制度の難しいところだと思います。

◎ いろいろと御意見いただき、ありがとうございました。このテーマに関してはまだ始まったところであり、抽象的な部分もあって御理解しにくいところもあったかと思いますが、今後どんどん成長していく計画、施策でするので、御注目いただければと思います。

(5) 次回の予定

地方裁判所委員会と合同開催